明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二一）　一
〔告示〕
○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（厚生労働三一七）　五
○生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の一部を改正する件（同三一八）　七
〔公告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　九
諸事項　一〇
特殊法人等
平成二十九事業年度全国健康保険協会の財務諸表関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一二九
会社その他　一三〇
会社決算公告　一三一

省令

○法務省令第二十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条及び第六十九条の二の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月四日

法務大臣　上川　陽子